

道路運送法第79条の6に規定する市町村運営有償運送  
(豊能町在宅高齢者等外出支援事業)の登録更新について

## 1 事業の目的・概要

本町では、自力で外出することが困難な高齢者や身体障害者、いわゆる「移動制約者」の医療機関・公共施設・買い物等での外出の際の移動手段について、町内のタクシー、バス等の公共交通機関のみでは十分な輸送環境にないため、町が主体となった輸送サービスを提供する必要があります。

そのため平成 15 年度から外出が困難な高齢者及び身体障害者に対し、介護予防、健康づくり、生きがいづくりを推進する観点から外出支援を行ない、生活圏の拡大を図ることを目的に、会員制で、住民相互扶助のもと、市町村運営有償運送を実施しています。平成 24 年 5 月までは「NPO 法人ワークインとよの」に、平成 30 年 5 月までは「NPO 法人のせ田里伊能」に、令和 2 年 5 月までは「シルバー人材センター」に、令和 2 年 6 月からは「NPO 法人ヴィエントとよの」に運營業務の委託を行い、運行協力員として登録した送迎ボランティアによって、送迎を希望する会員の外出を支援しています。

また、事業をより効果的に行うために、送迎ボランティアによる送迎のほか、町の委託を受けたタクシー会社を利用することも可能としています。

## 2 利用対象者

町内に住所を有し、かつ、現に在宅で居住している者で次の各号のいずれかに該当する一般の交通機関や自家用自動車での外出が困難な者。

- (1) 介護保険法に規定する要支援または要介護の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳を有する重度の視覚障害者、脳性まひ者等全身性障害者、療育手帳を有する重度の知的障害者または精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者(児)

## 3 運行車両(町所有車両)

	車両種別	福祉装備	損害賠償措置(自動車保険)	
			対人	対物
1	軽自動車 2 台 (車種:ダイハツ・アトレ)	リアシートリフト式	無制限	無制限

## 4 運行内容

- (1) 事業内容…医療機関、公共施設、その他の場所への送迎
- (2) 運行範囲…町内(概ね片道 30 分以内)
- (3) 運行日…月曜～土曜日(日・祝日、12 月 31 日～1 月 3 日までを除く)
- (4) 運行時間…午前 8 時～午後 6 時

- (5) 利用回数…1ヶ月あたり4枚を限度に利用券を発行
- (6) 利用方法…会員登録制
- (7) 利用者負担額…年会費(登録料) 1,000 円  
利用者負担金 200 円/回

## 5 運行実績(過去3年間)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備 考
登録人数		303 人	291 人	293 人	
運行回数(a)		1,653 回	1,709 回	1,313 回	
利用者負担金(b) (歳入)		2,538,700 円	2,268,900 円	2,397,750 円	年会費・利用者負担 金含む
事業費 (歳出)	業務委託料	4,073,900 円	4,518,250 円	3,406,996 円	受付事務、燃料費 運行協力費等
	その他	1,295,505 円	1,367,580 円	1,080,729 円	修繕費等
	合計(c)	5,369,405 円	5,885,830 円	4,487,725 円	
(c) - (b) = (d)		2,830,705 円	3,616,930 円	2,089,975 円	
1回あたりの事業費 (d)/(a)		1,712 円	2,116 円	1,591 円	※利用者負担金 200 円/回

- ※ 資料3(タクシー運賃の「2分の1」早見表)参照
- ※ 資料4(大阪府内タクシー運賃の概要)参照

## 6 現運行許可(自家用有償旅客運送登録)

道路運送法第 79 条の 3 による登録

(平成 29 年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日)

## 7 自家用有償旅客運送登録の更新予定

- (1) 更新予定日 令和 2 年 10 月 1 日(更新申請:令和 2 年 9 月)
- (2) 事業内容 現行どおり

## 1 豊能町における移動制約者の現状

令和2年3月末現在

項 目		実績	備考
1. 豊能町の状況	町全体人口	19,227	
	高齢者人口	8,800	
	高齢化率(%)	45.7	
2. 移動制約者 (合計:2,539名) 介護(計) 1,427 障害(計) 1,112	介護保険認定者	介護1	271
		介護2	209
		介護3	136
		介護4	153
		介護5	127
		支援1	342
		支援2	189
	身体障害	肢体不自由	395
		視覚障害	41
		聴覚・平衡機能障害	75
		内部障害	246
	知的障害	重度	53
		中度	17
		軽度	54
	精神障害	1級	27
2級		148	
3級		56	
3. 外出支援利用者 (合計:293名) 介護(計) 292 障害(計) 1	介 護	介護1	56
		介護2	28
		介護3	14
		介護4	15
		介護5	5
		要支援1	123
		要支援2	51
		登録者率(%)	20.5
		「おでかけくん」利用回数	1,313
		タクシー利用回数	5,569
	総利用回数	6,882	
	「おでかけくん」利用率(%)	19.1	
	身体障害	肢体不自由	1
		視覚障害	0
		聴覚・平衡機能障害	0
		内部障害	0
	知的障害	重度	0
中度		0	
軽度		0	
精神障害	1級	0	
	2級	0	
	3級	0	
	登録者率(%)	0.1	
	「おでかけくん」利用回数	0	
	タクシー利用回数	4	
	総利用回数	4	
	「おでかけくん」利用率(%)	0.0	

## 2 「おでかけくん」稼働実績

	利用可能日数	実稼働日数	稼働率(%)	利用回数	回数/日
令和元年度	291	265	91.0	1,313	4.9

## 3 豊能町における公共交通機関の概要(令和2年3月末現在)

種 別	事業者名	軌道・路線・車両数等	
一般事業者	鉄 道	能勢電鉄(株)	1軌道
	路線バス	阪急バス(株)	5路線(ノンステップバス有)
	タクシ ー	京都タクシー	5台(一般セダン型)
		つばめ介護タクシー	3台(福祉大型)、1台(福祉中型) 介助資格者1名
		ゆーとタクシー	1台(福祉軽)介助資格者2名
		ときわ介護タクシー	1台(福祉軽)介助資格者1名
		ニコニコ太陽介護タクシー	1台(福祉セダン型)、1台(福祉ワ ンボックス)介助資格者1名
		ももちゃん介護タクシー	1台(福祉軽)介助資格者1名
		祥雲館	1台(福祉ワンボックス)介助資格者1名
豊 能 町	デマンドタクシー	京都タクシー	1路線(東地区)
	リレ ー 便	阪急バス(株)	1路線

## タクシー運賃の「2分の1」早見表

## 【距離制運賃】

小型車		
kmまで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
2	670	335
2.29	750	375
2.58	830	415
2.87	910	455
3.16	990	495
3.45	1,070	535
3.74	1,150	575
4.03	1,230	615
4.32	1,310	655
4.61	1,390	695
4.9	1,470	735
5.19	1,550	775
5.48	1,630	815
5.77	1,710	855
6.06	1,790	895
6.35	1,870	935
6.64	1,950	975
6.93	2,030	1,015
7.22	2,110	1,055
7.51	2,190	1,095
7.8	2,270	1,135
8.09	2,350	1,175

中型車		
kmまで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
2	690	345
2.261	770	385
2.522	850	425
2.783	930	465
3.044	1,010	505
3.305	1,090	545
3.566	1,170	585
3.827	1,250	625
4.088	1,330	665
4.349	1,410	705
4.61	1,490	745
4.871	1,570	785
5.132	1,650	825
5.393	1,730	865
5.654	1,810	905
5.915	1,890	945
6.176	1,970	985
6.437	2,050	1,025
6.698	2,130	1,065
6.959	2,210	1,105
7.22	2,290	1,145
7.481	2,370	1,185
7.742	2,450	1,225
8.003	2,530	1,265

大型車		
kmまで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
2	710	355
2.223	790	395
2.446	870	435
2.669	950	475
2.892	1,030	515
3.115	1,110	555
3.338	1,190	595
3.561	1,270	635
3.784	1,350	675
4.007	1,430	715
4.23	1,510	755
4.453	1,590	795
4.676	1,670	835
4.899	1,750	875
5.122	1,830	915
5.345	1,910	955
5.568	1,990	995
5.791	2,070	1,035
6.014	2,150	1,075
6.237	2,230	1,115
6.46	2,310	1,155
6.683	2,390	1,195
6.906	2,470	1,235
7.129	2,550	1,275
7.352	2,630	1,315
7.575	2,710	1,355
7.798	2,790	1,395
8.021	2,870	1,435

## 【時間制運賃】

小型車		
分まで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
30	2,190	1,095
40	4,380	2,190
50	4,380	2,190
60	4,380	2,190
70	6,570	3,285
80	6,570	3,285
90	6,570	3,285
100	8,760	4,380
110	8,760	4,380
120	8,760	4,380
130	10,950	5,475
140	10,950	5,475
150	10,950	5,475
160	13,140	6,570
170	13,140	6,570
180	13,140	6,570

中型車		
分まで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
30	2,570	1,285
40	5,140	2,570
50	5,140	2,570
60	5,140	2,570
70	7,710	3,855
80	7,710	3,855
90	7,710	3,855
100	10,280	5,140
110	10,280	5,140
120	10,280	5,140
130	12,850	6,425
140	12,850	6,425
150	12,850	6,425
160	15,420	7,710
170	15,420	7,710
180	15,420	7,710

大型車		
分まで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
30	2,880	1,440
40	5,760	2,880
50	5,760	2,880
60	5,760	2,880
70	8,640	4,320
80	8,640	4,320
90	8,640	4,320
100	11,520	5,760
110	11,520	5,760
120	11,520	5,760
130	14,400	7,200
140	14,400	7,200
150	14,400	7,200
160	17,280	8,640
170	17,280	8,640
180	17,280	8,640

●この早見表は、申請事業者が料金設定を行う際の「参考」のために作成したものです。

●あくまでも目安ですので、実際の料金設定の際には、この表をそのまま料金表として適用するのではなく、採算性や料金算定の方法、利用者へのわかりやすさ等について、事業者で十分に検討してください。

●距離制運賃の場合、自家用自動車ではタクシーメーターがつかみませんので、キロ未滿の算定が不明瞭になります。

## 大阪府内タクシー運賃の概要

更新日 令和元年10月2日

車種	距離制運賃			時間制運賃
	初乗り運賃	加算運賃	時間距離併用制運賃	30分までごとに
特定大型	740円	201m80円	1分15秒80円	3,210円
大型	710円	223m80円	1分25秒80円	2,880円
中型	690円	261m80円	1分35秒80円	2,570円
小型	670円	290m80円	1分45秒80円	2,190円

※時間距離併用制運賃：時速10Km以下で走行した場合に、要した時間を加算距離に換算して距離制メーターに併算する。

タクシーの車種区分	
特定大型	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。ただし、運行時に寝台又は車椅子を固定することが出来る装置を有する自動車を除く。
大型	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち自動車の排気量が2.0リットルを超えるもので乗車定員6名以下のもの、又は運行時に寝台又は車椅子を固定することの出来る装置を有する自動車（寝台専用車を除く。）であって乗車定員7名以上のもの。
中型	道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル以上で乗車定員6名以下のもの、同条に定める普通自動車のうち自動車の排気量が2.0リットル以下（排気量が2.0リットルを超える同一車種、同一諸元のディーゼル車を含む。）で乗車定員6名以下のもの、又は運行時に寝台又は車椅子を固定することの出来る装置を有する自動車（寝台専用車を除く。）であって乗車定員6名以下のもの。
小型	道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員5名以下のもの、かつ運行時に寝台又は車椅子を固定することの出来る装置を有しない自動車又は同条に定める軽自動車（ケア輸送サービスに限る）。

（注）特殊なバンパーを装置されている自動車は、標準バンパーを装置した自動車の長さとする。